

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道白糠郡白糠町

2 構造改革特別区域の名称

白糠町おたすけ福祉輸送セダン特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道白糠郡白糠町の全域

4 構造改革特別区域の特性

白糠町は、北海道の東部に位置し、北は雌阿寒岳、南は太平洋に面しており、阿寒富士の麓を源とした豊富な森林、川、海等の自然に恵まれ「あるがままの自然」「人が守る自然」この二つの調和が未来につながる町である。このような自然環境を活かし、農業・林業・漁業・商業・鉱業の五大産業が発展した町であり、特に漁業においては、北海道の太平洋岸にしか生息しない日本固有の貴重な魚「シシャモ」が遡上する代表的な河川が町内に2本存在しており、今までの捕る漁業から、新しい魚種の開発を図りながら育てる漁業への技術研究が行なわれている。

白糠町は、行政面積が773.74平方キロメートルと広大であり、主要な交通基盤として、海岸線沿いを走る国道38号と南北へ伸びる国道392号の2本の国道と、JR根室本線の1路線が存在している。しかし、JR根室本線は単線で全運行本数は18本あるが、札幌市や都市部へ移動する運行本数が5本となっており、日常の移動手段として十分な状況ではない。また、町内のバス路線は主に国道に沿って沿岸部及び人口集中地区を中心に運行されており、山間部への交通手段としては町営バス等を運行しているが町内全域をカバーできていない。そのため、町民の多くは移動手段として自家用車に頼っている状況である。

白糠町の人口は10,914人(平成17年3月31日現在)で、このうち65歳以上の高齢者は2,898人に上り高齢化率は26.6%となっている。このうち独居高齢者669人、高齢者夫婦が1,356人に上り、69.8%は高齢者だけの世帯構成となっている。さらに身体障害者664名、知的障害者36名、精神障害者106名が町内で生活しており、高齢者や障害者等の移動に制約を受ける者が多く存在しているため、そうした移動制約者に対する支援策の整備が急務となっている。

また、白糠町は地震が多い地域であり、昭和26年以降、震度4以上の地震が50回以上も記録されており、昭和62年には十勝支庁南部地震の震度5、平成5年には釧路沖地震の震度6、平成6年には北海道東方沖地震の震度6を記録するなど、これまで多くの被害を受けている。そうした状況を踏まえ、白糠町では災害発生時

における高齢者や障害者への対応等を考慮し、住民同士が互いに助け合う「隣保共助体制」を整え、行政と地域との共通理解のもと、高齢者や障害者の情報をデータ化した危機管理台帳を構築し整備しているところである。

(1)移動制約者の状況

介護保険サービス利用者

白糠町の要介護（要支援）者は、平成17年3月31日現在で378人おり、このうち250人（66.1%）が居宅介護サービスを利用している。なかでも訪問介護による通院等の外出支援は、在宅生活を支える上で重要な役割を果たしている。利用者のうち常時車椅子やストレッチャーを必要とする者については、リフトや回転シートなどの福祉車両での輸送が基本であるが、身体機能の低下が軽度な認知症高齢者や、杖や歩行介助での移動可能な軽度の移動制約者については、福祉車両による輸送を必要とするのは少数である。

白糠町においては、要介護（支援）者のうち要介護1から要介護2など軽度の移動制約者が多く、台数に限りのある福祉車両だけではそうした利用希望者の需要に十分に対応することが出来ない状況にある。

要介護(要支援を含む)認定者数(平成17年3月31日現在)

単位:人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	41	128	49	57	44	47	366
第2号被保険者	1	6	1	1	3	0	12
合計	42	134	50	58	47	47	378

居宅サービス受給者数(平成17年3月31日現在)

単位:人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	31	104	45	34	15	12	241
第2号被保険者	0	6	0	1	2	0	9
合計	31	110	45	35	17	12	250

身体障害者

身体障害者手帳の交付を受けている方は664名おり、このうち移動に制約を受ける肢体不自由障害者は390人、視覚障害者は60人である。

1級の肢体不自由障害者については福祉車両を必要とする方が多いが、多数を占める2級以下の方及び視聴覚障害者についてはセダン型等の一般車両による対応が十分可能である。

身体障害者手帳交付状況(平成17年3月31日現在)

単位:人

級	肢体不自由	視覚	聴覚	内部疾患	音声言語	計
1級	51	12	1	90	0	154
2級	83	9	16	0	5	113
3級	60	9	8	12	0	89
4級	105	5	16	28	0	154
5級	59	16	1	0	0	76
6級	32	9	37	0	0	78
計	390	60	79	130	5	664

知的障害者

療育手帳の交付を受けている知的障害者は87人で、そのほとんどが社会福祉法人が運営する知的障害者更生施設等に通所しており、家族と同居などで生活しながら、自立訓練を行なっている。

支援費制度の居宅支援サービスの利用者は5人いるが、それぞれ慣れ親しんだホームヘルパーにより生活支援や通院などの援助を受けている。

知的障害者は交通法規の理解、安全確認などが的確にできない方が多く、介護者や環境が変わることによってパニックに陥る方も多い。そのため、肢体不自由との重複が無い知的障害者、特に中度以上の方に係る通院や余暇活動への移動介助は、輸送時の使用車両をセダン型等に利用拡大し、気心の知れたホームヘルパーが運転する車両による福祉有償運送を可能とする必要がある。

精神障害者

精神障害者通院医療費公費負担患者票の交付を受けている方は、平成17年3月31日現在で106名である。引きこもり傾向のある方は、心を許した介護者と一緒に初めて外に出ることが可能となったり、不安感の強い方は、環境の変化に対応できず公共交通機関の利用ができないなど障害の内容とその対応は多様である。精神障害者については、福祉車両による輸送を必要としないため、輸送時の使用車両をセダン型車両まで拡大し、慣れ親しんだヘルパーの支援により通院や公共施設の利用を増やすことが必要である。

(2)公共交通機関の状況

路線バス

バス路線は国道38号を中心とする市街地路線と山間部の和天別線・茶路線・庶路線に分かれている。市街地路線については釧路バスが国道38号を中心に約30分間隔で運行している。和天別線・庶路線については、町が運行費を補助している路線バス事業により、釧路バスが一日2往復から4往復運行し、茶路線については町営バスにより一日3往復運行し、幹線道路に通じる路線を確保しているが、日常生活の移動手段として十分な状況ではない。また、路線維持の問題も

あり、町としてバス事業者に補助を行いながら住民の生活路線を支えている状態にある。

鉄道

明治34年に白糠町～釧路市間の国鉄根室本線が開通し、当時は白糠町の主要交通機関として運行しており、昭和47年まではSLが走っていた。また、昭和39年には上茶路炭鉱の石炭輸送や木材輸送を目的に、白糠町を南北に走る白糠線「白糠・上茶路間」が開通し、更に8年後には白糠の終着地点「北進」まで路線が拡張された。最盛期には30トンの積みの貨車20両を連ねて走り、客車は2両で1日4往復運行しており、釧路まで買物に出かける炭鉱の人達で車内はいつも活気に満ちて賑やかだった。そして白糠線はいずれ足寄まで伸びて、札幌まで続く夢の鉄道となるはずだった。

しかし、昭和45年炭鉱の閉山と同時に利用者も1日80人前後となり、年々減少の一途をたどったことから、開通してからちょうど20年、白糠線は最後の列車を納めることとなり、かわって町営バスが29箇所のバス停留所を設置し、一日4往復の運行を開始している。現在は利用者の減により一日3往復となり、車両は移動制約者に対応できるものではない。

根室本線において、白糠町内の駅は4箇所（庶路駅・西庶路駅・白糠駅・古瀬信号所）しかなく、その利用者は白糠高校及び釧路市内の高校への通学生徒や通勤者が中心で、一般の住民による利用は少ない。駅も白糠駅以外は無人駅で、施設はバリアフリー化されておらず、乗降の介助が必要な移動制約者の利用は困難な状態である。

タクシー事業者

町内には、釧路交通(株)の白糠営業所があり、タクシー4台（福祉車両なし）で営業しているが、利用者の減少により昼間2台、夜間2台の体制となり、広範囲な白糠町内をカバーできる状態ではなく、移動制約者にとって貴重な交通手段ではあるが利用が制限されている状況にある。

また、町としても、在宅福祉対策の一環として75歳以上を対象とした「高齢者交通費助成事業」を平成5年から実施し、年間一人6,000円分の助成を行い、負担を軽減してきたが、平成17年度の行財政改革により事業廃止となり、利用者に影響を及ぼしている。

(3)自家用車の状況

白糠町の自家用車（乗用車及び軽自動車）保有の状況は、平成16年3月31日現在で5,811台であり、車両一台当りの人口は1.9人、世帯数は0.78世帯となっている。

白糠町の人口は、昭和35年の20,770人をピークに年々減少しているが、世帯数は毎年増加しており、世帯の核家族化が深刻となっている。

世帯の増加とともに自家用車の保有台数も毎年増加しており、鉄道やバスが衰退する一方で、自家用車は住民の移動手段としてなくてはならないものとなっている。

しかし、自家用車を保有していない移動制約者や、そもそも運転免許を持っていない者、移動を援助する家族が身近に居住していない者などは、タクシーや介護サービス等に頼らなければならず、今後も独居や夫婦のみの高齢者が増加していく傾向であることから、移送サービスの充実が急務となっている。

白糠町の人口と自家用車の保有状況 (各年度は3月31日現在の数値)

年 度	人 口	世 帯 数	乗用・軽乗用車	車 両 1 台 当 り 人 口	1世帯当り の車両台数
平成 1 1 年 度	1 1 , 8 4 6 人	4 , 6 4 5 世 帯	5 , 4 3 3 台	2 . 2 人	1 . 2 台
平成 1 3 年 度	1 1 , 5 2 2 人	4 , 6 4 4 世 帯	5 , 7 8 4 台	2 . 0 人	1 . 2 台
平成 1 6 年 度	1 0 , 9 1 4 人	4 , 5 7 2 世 帯	5 , 8 1 1 台	1 . 9 人	1 . 3 台

5 構造改革特別区域計画の意義

白糠町では、災害時等に弱い立場にある高齢者の情報の共有が不可欠なことから、地域で住民同士が助け合う「隣保共助体制」の整備を現在取り進めており、この一環として、福祉車両以外での輸送が可能な高齢者については、ボランティア輸送の実施により対応することを検討している。

しかし、福祉車両による輸送は、車椅子等を常時使用している者や寝たきりの高齢者の移動手段としては有効であるが、軽度の介護認定者や身体機能の低下が軽度な認知症高齢者などに対する輸送についてはセダン型車両でも十分に対応可能である。また、人口が減少していく過疎地のため、大手の民間事業者の参入は見込めず、地元の福祉関係者が主体となって福祉輸送サービスを支えていかなければならない。

本特例を活用することで、地元の社会福祉協議会等による輸送体制の整備、拡充を図り、高齢者や障害者が安心して外出できるようになる。それにより高齢者や障害者が住み慣れた地域において、健常者とともに安心して在宅生活ができるようになるなど、地域福祉の充実を推進していくことができる。

6 構造改革特別区域の目標

特例措置の導入によって移動制約者の移動手段を拡大し、円滑に移送サービスを実施することで、高齢者や障害者の自立と社会参加の促進を図るとともに家族の介護負担を軽減する。また、既存の社会福祉協議会のみならずNPO法人やボランティア団体の活動の活性化を促す。

これにより、当町の町政運営の指針となる第6次白糠町総合計画の保健福祉分野の基本目標である「健康で思いやりのある社会づくり」の実現を目指すことを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

白糠町の主要産業である農林水産業を支える農家や漁家は、ほとんどが家族経営であり介護者も重要な仕事の担い手である。

今回の特例措置の実施により介護者の負担軽減が図られれば、介護者の就労機会が拡充され、産業活動が活発化することが期待できる。

また、セダン型等の一般乗用車両で福祉有償運送サービスが実施されれば、移動制約者が自宅からバス停等までの移動中に転倒や交通事故に遭遇するリスクを軽減することができ、安全・安心な移動手段が確保されるとともに、台数に限りのある福祉車両をセダン型車両で補うことができれば、外出の機会が増え、自立した生活の維持や生きがい活動が推進され、介護予防の効果も期待できる。

8 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 外出支援サービス事業

昭和61年7月より、在宅高齢者で単身又は高齢者のみの世帯員で、老衰、心身の障害、傷病等により通常の交通手段では外出が困難な寝たきり状態又は車椅子利用者を対象に事業開始し、平成12年5月には道路運送法第80条第1項の許可を取得し、自宅から医療機関等までの移送事業を社会福祉協議会に委託し実施している。

- ・実施主体～白糠町
- ・対象者～在宅高齢者で単身又は高齢者のみの世帯員で、老衰、心身の障害、傷病等により通常の交通手段では外出が困難な寝たきり状態又は車椅子利用者
- ・内容～自宅から医療機関等までの移送。
- ・利用料～片道400円
- ・車両～移送サービス車両(白糠町社会福祉協議会に委託)
- ・平成16年度利用者～8人 延べ16回利用
- ・道路運送法第80条第1項許可取得年月日～平成12年5月31日

(2) 重度障害者交通費助成事業

平成元年4月より、重度の障害のために日常の外出に際し、タクシーを利用せざるを得ない方を対象に事業開始し、年間、通院等にタクシーを利用する場合の運賃の一部として、1枚100円のタクシー券を120枚交付している。

- ・対象者～4月1日現在、町内に住民票を有する居住者で、視聴や下肢、体幹の傷害が1級か2級または内部障害(心臓、腎臓等)が1級の方。

- ・実施主体～白糠町
- ・対象者～町内に居住し、視聴や下肢、体幹の障害が1級か2級または内部障害（心臓、腎臓等）が1級の者が通院等にタクシーを利用する場合に運賃の一部を助成
- ・内容～1枚100円のタクシー券を120枚交付
- ・利用料～端数については自己負担
- ・車両～タクシー事業者車両
- ・平成16年度利用者～利用券交付者157人（うち利用者157人）

(3) 路線バス事業

昭和49年4月より、地域住民（和天別地域、上庶路地域）の移動手段の確保のため、バス事業者である釧路バスに対して、運行費の一部を補助し路線を確保している。

- ・和天別線 1日2便（火曜日には路線を加えて運行）
- ・上庶路線 1日2便（火曜日には1便増やして運行）
- ・対象者～町民（利用制限なし）
- ・内容～和天別沢地区、庶路沢地区の沿線住民の移動手段確保のため、民間バス事業者（釧路バス）へ事業費の一部を補助
- ・利用料～自己負担
- ・運行回数～和天別線 1日2便
（火曜日 河原 大平 川島 河原を加えて運行）
上庶路線 1日2便
（火曜日 中庶路までを1便増）
いずれも土曜日、日曜日、祝日は運休
- ・運行車両～和天別線 小型バス（定員30名）
上庶路線 中型バス（定員59名）
2路線とも車両を特に限定していなく、在庫車両を使用している

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、特区内で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

白糠町内で活動を行なう社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が白糠町

(3) 事業により実現される行為

事業に関与する主体が所有するセダン型等の一般車両を用いて、要介護（要支援を含む）認定を受けている方や身体障害者、知的障害者、精神障害者などのうち単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 必要性等

平成16年度から規制緩和されたNPO法人等による有償ボランティア運送では、車両が福祉車両に限定されている。この福祉車両の整備費用が高額なため使用台数が限られており、車椅子等を使用しない移動制約者に対する移動サービスは十分に提供できていない現状にある。そこで、使用車両をNPO等が所有するセダン型等の一般自家用車にまで運用の拡大を行なうことによって、高齢者の通院及び障害者の通院・社会参加が希望する日に自由にできるよう対

応を改善していく。

(2) 白糠町有償ボランティア輸送運営協議会の設置

有償ボランティア輸送事業の円滑な実施のために、関係機関による白糠町有償ボランティア輸送運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

運営協議会の事務局は白糠町介護保険課に置く。

運営協議会は、白糠町が主宰し、構成員は次の者とする。

- ・白糠町長が指名する職員
- ・北海道運輸局釧路運輸支局長又はその指名する職員
- ・白糠町社会福祉協議会会長又はその指名する職員
- ・地域交通機関の代表
- ・地域住民の代表
- ・利用者の代表
- ・学識経験者

苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は、必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

(3) 運送主体

白糠町内で活動する社会福祉法人、NPO法人（保健、医療又は福祉の増進を図ることを主たる目的とするものに限る。）医療法人及び公益法人で、次の要件を満たし、運営協議会の議決を経て道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、次の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められたものとする。

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する「要介護者」及び第4項に規定する「要支援者」
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する「身体障害者」
- ・その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む）、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

苦情処理

運送主体では、利用者の苦情処理について会員登録時に説明し対応する。

(4) 使用車両

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体側面に有償運送の許可を受けた車両であることを表示するものとする。

また、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合するものとする。

- ・運送主体と自家用自動車を提供し当該運送に携わる者との間に当該車両の使用にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること
- ・当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること
- ・利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明確に表示されていること

(5) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において次の事項について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合は、これによらないことができる。

- ・申請日前2年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと
- ・北海道公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア運輸サービス従事者研修を修了した者であること
- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行なう福祉輸送に関する研修を修了した者であること
- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること

(6) 損害賠償措置

運送に使用する車両総てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る)に加入していること。

(7) 運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するも

のとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業の概ね 1 / 2 とする。

(8) 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(9) 法令遵守

運送主体が、道路運送法第 7 条の欠格事由に該当するものでないこと。